

# 岡山県肝炎対策協議会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本県における総合的な肝炎対策を推進するため設置する岡山県肝炎対策協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するとともに、肝炎対策推進に係る普及啓発、情報提供等を実施するものとする。

- (1) 肝炎対策に関すること
- (2) 要診療者に対する保健指導
- (3) かかりつけ医と専門医療機関の連携
- (4) 高度専門的ないし集学的な治療を提供可能な医療機関の確保
- (5) 受診状況や治療状況等の把握
- (6) 医療機関情報の収集と提供
- (7) 人材の育成
- (8) その他

## (委員)

第3条 協議会は別表に掲げる委員で構成する。

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を行うものとする。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、当該委員が指名する者が、当該委員に代わって会議に出席し、議事に加わることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。

- 2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (その他)

第7条 協議会の庶務は、岡山県保健福祉部健康推進課において行う。

## 附 則

この要綱は、平成19年8月10日から施行する。

## 岡山県肝炎対策協議会 委員一覧

### ◆医師会

岡山県医師会
--------

### ◆肝疾患診療連携拠点病院

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科
------------------

### ◆専門医療機関、開業医

二次医療圏	医療機関名
県南東部	岡山済生会総合病院
	岡山大学病院
	川崎医科大学総合医療センター
県南西部	川崎医科大学附属病院
	倉敷中央病院
県北部	津山中央病院
県南東部	川口メディカルクリニック (開業医代表)

### ◆保健所関係者

岡山県保健所長会 代表
政令市保健所(岡山市保健所 代表)
中核市保健所(倉敷市保健所 代表)

### ◆市町村関係者

市町村代表(市町村保健師研究協議会 代表)
-----------------------

### ◆その他

その他
-----